

平成22年度 がん検診 申込み受付中



対象 市内在住の方
 検診期間 9月から3月
 まで(検診場所によつては2月まで)
 検診の種類など 表1のとおり
 検診場所 あきる野保健相談所(検診車)、五日市保健センター(検診車)、東京都がん検診センター(旧東京都多摩がん検診センター)、公立阿伎留医療センター、市内医療機関(秋山医院・森田ウイメンズクリニック、渡辺レディースクリニック)

検診場所により、実施しない検診項目があります。申込み方法
 申込み方法
 申込書の場合：申込書に必要事項を記入し、送付してください(6月30日(水)の消印有効)。
 電話での受付はしていません。
 平成21年度のがん検診を受診した方(対象と思われる方)、対象年齢に達した方(前立腺がんを除く)には、申込書を送付していません。
 申込書は、市役所1階ロビーと五日市出張所に置いてあります(6月30日(水)まで)。
 電子申請の場合：6月30

表1 検診の種類など

| 検診の種類 | 対象者 | 費用 |
|-------|----------|-------------|
| 胃がん | 35歳以上 | 1000円 |
| 大腸がん | 35歳以上 | 300円 |
| 肺がん | 35歳以上 | 1000円 |
| 乳がん | 30歳以上の女性 | 1500円 |
| 子宮がん | 20歳以上の女性 | 頸部 1000円 |
| | | 頸部・体部 1500円 |
| 前立腺がん | 50歳以上の男性 | 300円 |

年齢は平成23年4月1日現在です。

「子育て世代を支援する「ちよこつとサポート」」
 子ども連れの方が受診している間、保健師やボランティア、保育士が遊びなどを通じて子どもの相手をお願いします。
 対象 満1歳(受診当日)から未就学児まで
 申込み方法 申込書の所定欄に記入するか、電子申請の所定欄に入力してください。
 あきる野保健相談所での検診に限りません。
 その他
 職場などで同様の検診を受ける機会のある方、受診部位の手術を受けた方、受診部位を治療中・経過観察中の方などは対象外です(各がん検診共通)。

乳がん・子宮がん検診は「国の指針」により2年に1回の受診となります。詳しくは、広報(6月1日号)、ホームページ、説明書(申込書と同じ場
 所に配置)をご覧ください。
 申込み・問合せ 健康課 健康づくり係(〒197-0814 二宮350、直通558・1183)
 とおりです(不服申立てはありませんでした)。
 個人情報保護制度は、市が保有する情報の公開を求めるとも、透明で開かれた市政を実現することを目的とした制度です。
 個人情報保護制度は、市

あきる野景 を巡る (2)

南沢あじさい山

武蔵五日市駅から深沢方面に歩を進めます。ところどころに設置されている森の妖精「Zii Zii(ジィジィ)」に導かれ、爽やかな空気の中、穴沢天神社を過ぎてY字路を左へ進むと、やがてあじさい山に辿り着



きます。
 あじさい山の始まりは、ご主人の南澤忠一さんが約40年前に自宅の庭に植わっ

ていた、たった2株のあじさいだったそうです。その後、試行錯誤を積み重ね育て上げたあじさいは、現在では1万株以上にもなっています。
 開花の時期は6月下旬からの約1か月ほどですが、毎年美しい花を咲かせるために、花のない季節も剪定や草刈りなどの手入れ、最近では病害虫の対策など目に見えない苦労も沢山あるそうです。

あじさい山からは、金比羅山や秋川溪谷瀬首の湯へのハイキングを楽しむこともできます。あじさいの咲くころ、皆さんも訪れてみてはいかがでしょうか。素敵な発見があるかもしれません。



表2 実施機関別の市政情報公開請求(申し出)件数

| 実施機関 | 主管課 | 件数 |
|----------|--------|----|
| 市長 | 市長公室 | 3 |
| | 総務課 | 2 |
| | 契約管財課 | 2 |
| | 保険年金課 | 1 |
| | 課税課 | 3 |
| | 環境課 | 2 |
| | 商工観光課 | 5 |
| | 生活福祉課 | 1 |
| | 高齢者支援課 | 1 |
| | 都市計画課 | 1 |
| | 建設課 | 1 |
| | 下水道課 | 1 |
| | 教育総務課 | 2 |
| | 体育課 | 2 |
| 秋川キララホール | 1 | |
| 教育委員会 | 議会議務局 | 3 |
| 議会 | 議会議務局 | 3 |
| 合計 | | 31 |

平成21年度の市政情報の公開請求(申し出)、個人情報の開示請求などの状況は、表2から表4までの

個人情報保護制度の利用状況

とおりです(不服申立てはありませんでした)。
 個人情報保護制度は、市が保有する情報の公開を求めるとも、透明で開かれた市政を実現することを目的とした制度です。
 個人情報保護制度は、市

中小企業、小規模事業者のための融資制度をご利用ください

中小企業振興資金・小口零細企業保証資金 市内中小企業者の健全な育成と振興を図ることを目的に、商品、原材料、仕入などに要する運転資金や機械器具購入などに要する設備資金を低利で融資します。さらに、市が一定の利子補給を行います



(表5)。
 小規模事業者経営改善資金 経営の改善を目指す方に、商工会長の推薦で株式会社日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資します。さらに、市が一定の利子

表5 中小企業振興資金・小口零細企業保証資金

| 資金用途 | 融資限度額 | 償還期間 |
|------|-------|--|
| 運転資金 | 500万円 | 100万円以下の場合2年以内、100万円を超える場合は3年以内(うち据置期間6か月以内) |
| 設備資金 | 700万円 | 200万円以下の場合3年以内、200万円を超える場合は5年以内(うち据置期間6か月以内) |

* 運転資金と設備資金を併用の場合、融資限度額は700万円

表6 小規模事業者経営改善資金

| 資金用途 | 融資限度額 | 償還期間 |
|------|--------|-------------------|
| 運転資金 | 1500万円 | 7年以内(うち据置期間1年以内) |
| 設備資金 | | 10年以内(うち据置期間2年以内) |

補給を行います(表6)。
 申込み・問合せ 商工観光課 商工係(直通558・1183)・あきる野商工会(559・4511)

表3 市政情報の公開・非公開などの処理状況(単位:件)

| 区分 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 取下げ |
|-------|----|------|-----|-----|
| 義務的公開 | 11 | 5 | 1 | 0 |
| 任意的公開 | 3 | 9 | 0 | 2 |
| 合計 | 14 | 14 | 1 | 2 |

任意的公開...市政情報の公開を請求できるもの以外からの申し出に対する公開と条例施行日前に作成・取得した市政情報の公開

表4 実施機関別の個人情報開示請求件数と開示・非開示などの処理状況(単位:件)

| 実施機関 | 主管課 | 件数 | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 取下げ |
|------|-----|----|----|------|-----|-----|
| 市長 | 市民課 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 |
| 合計 | | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 |

が保有する個人情報の適正な取り扱いについて定めることにより、市民の権利利益を保護し、市民の皆さん

が自分の情報の開示、訂正などを求める権利を保障する制度です。
 問合せ 総務課法規係